

給与勧告に当たっての人事委員会委員長談話

1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して職員の給与等に関する「報告」を行い、併せて給与の改定について「勧告」をしました。

2 本委員会は、公民給与の比較方法について見直しを行った上で、職員と民間企業従業員の給与を比較し、その結果と、それに加えて国や他の都道府県の動向を踏まえながら、様々な角度から検討を行いました。

その結果、給料表については、給与制度の見直しにより、本年度から給与水準の引下げが段階的に実施されつつあることや、職員給与が特例条例による減額措置前では民間給与を上回るものの、減額措置後は逆に下回っている状況も勘案し、改定しないこととしました。

ボーナスについても、職員の支給月数が民間事業所の支給割合を上回っているものの、特例条例による減額措置により減額して支給されていることや国及び他の都道府県の動向を総合的に勘案し、支給月数の改定を行わないこととしました。

また、人事院は、本年の勧告において、広域的に転勤のある民間企業の賃金水準が地域の平均的な民間企業の賃金水準よりも高いことを考慮し、広域異動を行う職員を支給対象として広域異動手当を新設しましたが、県の職員については、県内の異動が大半であり、広域異動手当は導入しないこととしました。

平成19年度から改定する措置としては、管理職手当を定額化し、また、少子化対策が推進されていることに配慮して、3人目以降の子等に係る扶養手当の改善を行うこととしました。

3 昨今、公務員の給与は、民間の賃金水準を適正に反映していないのではないかという意見がある中で、人事院において、官民給与の比較方法について研究会や懇話会を設け、慎重に検討が進められたところです。その結果、本年の勧告においては、比較対象となる企業規模を100人以上から50人以上に改めるなどの見直しが行われたところです。

本委員会としても、企業規模100人未満の民間企業の割合が高いという本県の実態も踏まえ、民間企業従業員の給与をより広く把握し反映させることが適当と判断し、人事院の見直しに準じて比較方法の見直しを行った上で、公民給与の比較を行いました。

地方公務員の給与決定において、従来の国家公務員の給与に準ずることより地域の民間企業従業員の給与をより重視することが求められている状況の中で、本県職員の給与決定に当たっても、職員の士気の高揚や有能な人材確保の観点から一定の給与水準を確保しつつ、地域の民間給与の実態をより適正に反映していく必要があると考えます。

4 本委員会の「勧告」は、労働基本権制約の代償措置であり、社会一般の情勢及び国や他の都道府県の動向並びに民間の実態を踏まえて、職員の給与その他の勤務条件を適切に決定することを基本としており、これにより、県民の理解を得られる職員の給与水準を保障するほか、時代の変化に応じた適正な給与制度が実現できるものです。

本委員会としては、現在行われている特例条例による給与の減額措置は、このような「勧告」の趣旨とは異なるものであり、諸情勢が整い次第、本来あるべき職員の給与水準が確保されるべきと考えております。

5 県民各位におかれましては、本委員会が行う「勧告」の意義と職員の適正な処遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深いご理解をいただきますようお願いいたします。

6 職員の皆さんにとって、現在行われている特例条例による給与の減額措置が与える影響が非常に大きいことは、十分理解しているところですが、厳しい社会経済情勢のもと、全体の奉仕者としての責務を深く認識するとともに、公務能率と行政サービスの一層の向上に努め、高い倫理観と使命感を持って、県民の期待と要請に応えるよう、一層職務に精励されることを切望します。

平成18年10月18日

島根県人事委員会

委員長 中村 寿夫